

平成27年3月26日

高崎市告示第76号

## 高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3、第7条の4、第9条の2（改善命令を除く。）、第9条の2の2、第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、第15条の2の7（改善命令を除く。）及び第15条の3の規定に基づき、市長が、許可の取消し、事業の停止又は施設の使用の停止（以下「行政処分」という。）を行う場合の基準（以下「処分基準」という。）を定めるものとする。

(行政処分の要件及び内容)

第2条 行政処分の要件及び内容は別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

(行政処分の軽減)

第3条 前条の規定にかかわらず、行政処分の対象が、次の各号のいずれにも該当しているときは、別表2、別表3（事故時応急措置命令違反を除く。）又は別表5に規定する行政処分の内容を軽減することができる。この場合において、別表2に規定するものについては、許可取消しを停止とし、その停止日数を30日から90日までの範囲内で定めるものとし、別表3及び別表5に規定するものについては、定められた日数の2分の1を限度として、停止日数を軽減するものとする。

- (1) 過去において行政処分を受けていないこと。
- (2) 行政処分の原因となった違反行為によって、生活環境の保全上支障が生じていないこと、又は当該支障が生じていても、それが軽微であって、かつ原状回復されていること。
- (3) 長期間継続した違反行為ではなく、かつその内容が悪質でないこと。
- (4) 違反行為を直ちに是正していること。
- (5) その他、違反行為及び違反行為後の情状に照らし、軽減することが適当であると認

められること。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。